

# 岩手県民会館 ホールの利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)

令和5年4月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	33,850	49,350	66,280	83,200	115,630	149,480	
		その他の日	29,170	43,100	52,350	72,270	95,450	124,620	
	入場料を徴収する場合	1～999円	土曜日及び休日	44,670	67,860	83,350	112,530	151,210	195,880
			その他の日	38,550	55,480	69,420	94,030	124,900	163,450
		1,000～2,999円	土曜日及び休日	58,740	80,100	103,160	138,840	183,260	242,000
			その他の日	46,360	67,860	83,350	114,220	151,210	197,570
		3,000～4,999円	土曜日及び休日	67,860	95,600	121,770	163,460	217,370	285,230
			その他の日	55,480	80,100	101,720	135,580	181,820	237,300
	5,000円～	土曜日及び休日	83,100	121,640	151,470	204,740	273,110	356,210	
		その他の日	69,810	100,020	126,340	169,830	226,360	296,170	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	14,580	23,180	26,300	37,760	49,480	64,060
			その他の日	12,760	17,580	23,180	30,340	40,760	53,520
入場料を徴収する場合		1～499円	土曜日及び休日	16,140	26,310	32,430	42,450	58,740	74,880
			その他の日	14,590	23,180	27,610	37,770	50,790	65,380
		500～999円	土曜日及び休日	17,580	27,610	33,870	45,190	61,480	79,060
			その他の日	14,590	24,740	29,180	39,330	53,920	68,510
		1,000～1,999円	土曜日及び休日	21,490	29,180	38,550	50,670	67,730	89,220
			その他の日	17,580	26,310	30,860	43,890	57,170	74,750
2,000円～		土曜日及び休日	23,180	30,860	39,980	54,040	70,840	94,020	
		その他の日	17,580	27,610	32,430	45,190	60,040	77,620	

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。  
 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。  
 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日並びに1月2日及び3日をいう。  
 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。  
 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。（ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。）  
 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。  
 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

# 岩手県民会館 ホール以外の施設の利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)

令和5年4月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	
第一展示室	入場料を徴収しない場合	2,620	3,990	4,770	6,610	8,760	11,380	
	入場料を徴収する場合	1～999円	3,930	6,000	7,170	9,930	13,170	17,100
		1,000円～	5,260	7,990	9,550	13,250	17,540	22,800
第二展示室	入場料を徴収しない場合	8,310	12,180	15,100	20,490	27,280	35,590	
	入場料を徴収する場合	1～999円	12,490	18,260	22,660	30,750	40,920	53,410
		1,000円～	16,640	24,350	30,220	40,990	54,570	71,210
第1会議室(66人)		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640	
第2会議室(72人)		3,240	4,630	5,550	7,870	10,180	13,420	
第3会議室(30人)		2,150	2,630	2,910	4,780	5,540	7,690	
第4会議室(24人)		1,840	2,470	2,750	4,310	5,220	7,060	
第5会議室(16人)		2,150	2,750	3,390	4,900	6,140	8,290	
講師控室(5人)		400	540	540	940	1,080	1,480	
第1和室(20人)		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170	
第2和室(20人)		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170	
特別室(5人)		1,370	1,800	2,070	3,170	3,870	5,240	
ミーティングルーム(30人)		2,650	3,500	4,010	6,150	7,510	10,160	
リハーサル室(60人)		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640	
大ホール用	第1楽屋(50人)	1,840	2,630	3,240	4,470	5,870	7,710	
	第2楽屋(30人)	1,260	2,150	2,310	3,410	4,460	5,720	
	第3楽屋(4人)	540	720	960	1,260	1,680	2,220	
	第4楽屋(4人)	540	720	960	1,260	1,680	2,220	
中ホール用	第1楽屋(4人)	480	540	650	1,020	1,190	1,670	
	第2楽屋(30人)	1,130	1,460	1,840	2,590	3,300	4,430	
	第3楽屋(15人)	720	960	1,130	1,680	2,090	2,810	
第1主催者控室(第1展示室)		400	720	720	1,120	1,440	1,840	
第2主催者控室(第2展示室)		400	720	720	1,120	1,440	1,840	
第3主催者控室(中ホール)		400	720	720	1,120	1,440	1,840	
第4主催者控室(大ホール)		400	720	720	1,120	1,440	1,840	
第1・2シャワー室		480	480	480	960	960	1,440	
第1・2浴室		1,130	1,130	1,130	2,260	2,260	3,390	

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。  
 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。  
 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。  
 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。（ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。）  
 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。）  
 6 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。